

障害者福祉のしおり

(令和8年度版)

富士市福祉部

障害福祉課

この「障害者福祉のしおり」は、身体、知的又は精神に障害をお持ちの方、難病の方やそのご家族、福祉の業務に従事している方々のために、富士市の障害者福祉施策の内容などを、できるだけわかりやすく紹介したものです。それぞれの制度の内容や手続きなどで分からないことがあれば、各制度の中に記載されている窓口までお問い合わせください。

なお、聴覚に障害をお持ちの方は、ファクシミリ又は電子メールをご利用ください。

この「障害者福祉のしおり」をご活用いただければ幸いです。

令和8年5月
富士市福祉部
障害福祉課

目次	1
障害別・等級別制度表	
肢体不自由、内部障害	2
視覚、聴覚、言語、知的障害、精神障害	4
障害者手帳について	6
手帳の見方	7
医療費助成、割引、減免等について	
重度心身障害児者医療費助成	10
自立支援医療(更生、育成医療)	10
自立支援医療(精神科通院)	10
精神障害者医療費助成	10
後期高齢者医療制度	11
その他の医療助成	11
障害基礎年金	12
特別児童扶養手当	12
特別障害者手当	12
障害児福祉手当	13
その他の手当、年金	13
バス運賃割引	14
J R 運賃割引	15
タクシー料金割引	15
航空運賃割引(国内線)	15
有料道路割引	16
携帯電話料金割引	17
税の控除等	17
マル優制度	17
自動車税、軽自動車税等の減免	18
NHK放送受信料の免除	20
公共施設利用料割引	20
各補助制度等について	
補装具	21
日常生活用具	22
紙おむつの支給	22
自動車免許、改造に関する補助制度	22
タクシー、福祉タクシー利用料金助成	23
福祉電話基本料金助成	23
緊急通報システムの貸与	24
ふれあい案内サービス	24
大型ごみの戸別収集	24
青い鳥郵便はがき	24
福祉機器リサイクル	25
音声による行政情報の提供	25
点字、拡大文字、音声コード付文書の発送	25
ヘルプマーク、ヘルプカード	25
中央図書館郵送貸出サービス等	26
郵便投票	26
生活福祉資金	26
ゆずりあい駐車場	27
駐車禁止規則の除外	27

障害福祉サービス(ヘルパー、短期入所、施設の利用等)

ヘルパーの派遣	28
短期入所	28
通所施設	28
日中一時支援	29
施設入所支援	29
共同生活援助	29
療養介護	29
児童発達支援	29
放課後等デイサービス	29
障害児入所施設	29
利用方法	30
費用負担について	30
その他の派遣等サービス	31

その他のサービスについて

聴覚に障害のある方への派遣サービス	32
その他	32

保育園・学校及びその他の施設等について

保育園、学校	33
職業訓練	33
障害者雇用	34
富士市障害者就労機能パワーアップ	34

防災について

日頃からの備え	35
ストーマ用装具の保管	37
災害時の行動	39
災害情報配信サービス	40
ヘルプカード・ヘルプマーク	40
110番、119番通報	40
防災用具	41

障害別・等級別制度表

肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、肝臓、免疫)

(主な制度)

○：該当 △：一部該当 空白：該当なし

制度の名称	障害種別、等級	肢体不自由						内部障害				ページ
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	
重度心身障害者医療費助成		○	○					○	○	△		10
自立支援医療	更生医療	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	10
	育成医療	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	10
	精神科通院											10
精神障害者医療費助成												10
後期高齢者医療制度(65歳以上)		○	○	○	△			○	○	○		11
障害基礎年金		△	△	△	△			△	△			12
特別児童扶養手当(20歳未満)		○	○	○	△			△	△	△		12
特別障害者手当		△	△					△				12
障害児福祉手当(20歳未満)		△	△					△				13
市重心障害児福祉手当(20歳未満)		○	○					△				13
市重心障害者等介護手当		△	△					△				13
心身障害者扶養共済		○	○	○				○	○	○		14
児童扶養手当		△	△					△				14
バス運賃割引	介護者	○	△	△				○	○	○	△	14
	本人のみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
JR運賃割引	介護者	○	△	△				○	○	○	△	15
	本人のみ(単独)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
タクシー料金割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
航空運賃割引	介護者	○	△	△				○	○	○	△	15
	本人のみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
有料道路割引	本人運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
	家族運転	○	△	△				○	○	○	△	
携帯電話料金割引※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17
所得税・市民税控除	障害者控除			○	○	○	○			○	○	17
	特別障害者控除	○	○					○	○			
マール優制度		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17
自動車税等の減免	本人運転	○	○	△	△	△	△	○	○	○		18
	家族運転	○	○	△				○	○	○		

※障害基礎年金欄の記載は目安です。

※携帯電話料金割引については、割引を実施していない会社もあります。

肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、肝臓、免疫)

(主な制度)

○：該当 △：一部該当 空白：該当なし

障害種別、等級		肢体不自由						内部障害				ページ	
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4		
NHK放送受信料減免	全額	世帯全員が市民税非課税の世帯										20	
	半額	障害者が世帯主でかつ契約者であり、障害・等級が該当する方											
		○	○					○	○				
公共施設利用料割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
補装具助成		○	○	○	○	○	○	△	△	△	△		21
日常生活用具助成		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	22
紙おむつの支給(6歳以上65歳未満)		○	○										22
運転免許取得費助成		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22
自動車改造費助成		○	○										22
タクシー利用料金助成		○	○					○	○				23
緊急通報システムの貸与		△	△										24
ふれあい案内サービス		△	△										24
大型ごみ戸別収集		○	○					△					24
青い鳥郵便はがきの無料配布		○	○					○					24
音声による行政情報提供													25
点字シール等による文書の発送													25
中央図書館郵送貸出サービス等		△	△	△	△	△	△						26
郵便による不在者投票		△	△					△	△	△			26
(不在者投票)代理記載制度		△											
生活福祉資金貸付		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26
ゆずりあい駐車場		障害等級が該当し、かつ、歩行が困難な状態にある方										27	
		○	○	△	△	△	△	○	○	○	○		
駐車禁止規則の除外		○	△	△	△			○	○	○			27
訪問入浴サービス		○	○					△					31
配食サービス		△	△					△	△				32
災害情報配信サービス													40
110番、119番通報													40
防災用具助成		△	△										41

障害別・等級別制度表

視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・咀嚼機能障害、知的障害、精神障害

○：該当 △：一部該当 空白：該当なし

制度の名称	障害種別、等級	視覚障害						聴覚・平衡機能障害						音声・言語・咀嚼		知的障害		精神障害			ページ		
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	A	B	1	2	3				
重度心身障害者医療費助成		○	○					○								○		○					10
自立支援医療	更生医療	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△								10	
	育成医療	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△								10	
	精神科通院																△	△	△	△	△	10	
精神障害者医療費助成																			△	△	△	10	
後期高齢者医療制度（65歳以上）		○	○	○				○	○						○	△	○		○	○			11
障害基礎年金		△	△	△	△			△	△						△		△	△	△	△	△		12
特別児童扶養手当（20歳未満）		△	△	△				○	○						○		○	△	△				12
特別障害者手当		△	△					△									△		△				12
障害児福祉手当（20歳未満）		△	△					△									△		△				13
市重心障害児福祉手当（20歳未満）		○	○					○									○		△				13
市重心障害者等介護手当		△	△					△									△		△				13
心身障害者扶養共済		○	○	○				○	○						○		○	○	○	○			14
児童扶養手当		△	△					△									△						14
バス運賃割引	介護者	○	○	△	△			○	△								○	○					14
	本人のみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
JR運賃割引	介護者	○	○	△	△			○	△								○		○				15
	本人のみ(単独)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
タクシー料金割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					15
航空運賃割引	介護者	○	○	△	△			○	△								○		○	○	○		15
	本人のみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
有料道路割引	本人運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							16
	家族運転	○	○	△	△			○	△								○						
携帯電話料金割引 ※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17
所得税・市民税控除	障害者控除			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○				○	○	17
	特別障害者控除	○	○					○									○		○				
マール優制度		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17
自動車税等の減免	本人運転	○	○	○	△			○	○						△		○		○				18
	家族運転	○	○	○	△			○	○								○		○				

※障害基礎年金欄の記載は目安です。

※携帯電話料金割引については、割引を実施していない会社もあります。

視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・咀嚼機能障害、知的障害、精神障害

○：該当 △：一部該当 空白：該当なし

制度の名称	障害種別、等級	視覚障害						聴覚・平衡機能障害					音声・言語・咀嚼		知的障害		精神障害			ページ					
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	A	B	1	2	3						
NHK放送受信料減免	全額	世帯全員が市民税非課税の世帯																			20				
	半額	障害者が世帯主でかつ契約者であり、障害・等級が該当する方																							
		○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△					○				○				
公共施設利用料減免		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
補装具助成		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△											21
日常生活用具助成		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	22
紙おむつの支給（6歳以上65歳未満）																									22
運転免許取得費助成								○	○	○	○	○	○	○											22
自動車改造費助成																									22
タクシー利用料金助成		○	○														○				○				23
緊急通報システムの貸与																									24
ふれあい案内サービス		○	○	○	○	○	○										○	○	○	○	○	○	○	○	24
大型ごみ戸別収集		○																							24
青い鳥郵便はがきの無料配布		○	○					○									○								24
音声による行政情報提供		○	○	○	○	○	○																		25
点字シール等による文書の発送		○	○	○	○	○	○																		25
中央図書館郵送貸出サービス等		○	○	○	○	○	○																		26
郵便による不在者投票																									26
（不在者投票）代理記載制度		△																							
生活福祉資金貸付		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26
ゆずりあい駐車場		障害等級が該当し、かつ、歩行が困難な状態にある方																			27				
		○	○	○	○			○	○	△	△						○					○			
駐車禁止規則の除外		○	○	○	△			○	○								○				△				27
訪問入浴サービス																									31
配食サービス		△	△					△									△				△	△			32
災害情報配信サービス		○	○	○	○	○	○	○	△	○		○													40
110番、119番通報								○	△	○		○	△	△											40
防災用具助成		△	△					△	△	△		△													41

障害者手帳について

身体や知的及び精神の障害を持つ方が、いろいろな行政サービスを受けようとするときは、申請に基づいて県知事等が発行する「身体障害者手帳」「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けることが必要です。

※この冊子では、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を総称して「障害者手帳」といいます。

※精神障害者保健福祉手帳は、以下「精神障害者手帳」と表記します。

【障害者手帳の種類と内容】

手帳	障害区分	障害部位	障害等級
身体障害者手帳	視覚障害	目の不自由	1級～6級
	聴覚障害	耳の不自由	2級～4級及び6級
	平衡機能障害	平衡機能の不自由	3級及び5級
	音声、言語機能障害	音声又は言語等の不自由	3級及び4級
	肢体不自由	手、足などの不自由	1級～6級
	内部障害	心臓、腎臓、呼吸器、 直腸・膀胱、小腸	日常生活行動の不自由
肝臓、免疫		日常生活行動の不自由	1～4級
児童相談所又は知的障害者更生相談所において、標準化された知能検査により測定された知能指数（IQ）を基本として、日常生活における基本動作・介護状態等を勘案して、知的障害と判定された方。 ※発達障害児（者）（発達障害者支援法に規定する自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、ADHD、LDをいう。）についても、知能検査により一定の障害が認められ、かつ医師による診断を受けたものについては、療育手帳の対象。		A：最重度・重度 B：中度・軽度	
精神障害者手帳	精神疾患により障害年金を受給している方又は精神保健福祉審議会において、統合失調症、躁鬱病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病又はその他の精神疾患により、日常生活や社会生活に制限を受ける者として判定された方。		1～3級

◆ 障害者手帳を持っている方へ

各種手続きや福祉相談のときは、必ず身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳をお持ちください。また、次に該当する場合は、手続きをお願いします。

- ・住所を変更したとき（必要なもの：障害者手帳）
- ・氏名が変わったとき（必要なもの：障害者手帳）
- ・障害の程度が変わったとき（療育手帳は除く。）（必要なもの：障害者手帳、診断書、写真）
- ・新たに障害が発生したとき（療育手帳は除く。）（必要なもの：障害者手帳、診断書、写真）
- ・保護者に変更のあったとき（療育手帳のみ）（必要なもの：障害者手帳）
- ・障害者本人がお亡くなりになられたとき（必要なもの：障害者手帳）

窓 口 障害福祉課（電話55-2759/ファクス53-0151）

身体障害者手帳の見方

身体障害者手帳

令和○年○月○日 交付 再交付

富士市 第1123456号

写真 (縦4cm×横3cm)

旅券鉄道株式会社等 旅/客運賃減額 1種

氏名(印字)氏名 平成○年○月○日 生

富士市 公印

本人の欄		保護者の欄		再認定年月日	再認定年月日
住所	変更年月日	氏名	住所		
富士市永田町1丁目100番地				令和○年○月○日	

障害名 (1級) 心臓機能障害

身体障害者等級表による 1級

備考

障害等級が記載されています。
(総合等級といいます。)

再認定の必要のある方は、この欄に再認定の時期が記載されています。
(3か月位前に更新のご連絡をいたします。)

障害の種類と等級が記載されています。
(個別等級といいます。)

申請者が15歳未満の場合記載されています。

現在の住所が記載されています。

公共交通機関の割引の種別です。1種の方は介護者も交通機関の割引を一部受けることができます。

手帳の交付番号です。

手帳の交付年月日です。

療育手帳の見方

療育手帳		写 真	手帳の交付番号です。
静岡県第1234567号	交付年月日 令和〇年〇月〇日		手帳の交付年月日です。
再交付年月日	氏名 富士 花子	性別 女	
平成14年1月1日生			
障害程度 A			障害程度です。AとBがあります。
旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第一種	静岡県印		公共交通機関の割引の種類です。

合併障害	心臓機能障害 (身体障害1級)		
判定年月日	令和2年2月1日		
次期判定年月	令和5年1月	次回の判定年月です。 ※その月を含まない3か月前から判定の 予約ができますので障害福祉課で申請 してください。 (例:R4.4→R4.1から可)	
判定機関	静岡県東部児童相談所		
【 本人 】			
住所	静岡県富士市永田町1丁目100番地		現在の住所が記載されています。

【 保護者 】			保護者の名前が記載されます。
氏名	続柄	電話	
富士 五郎	父	51-0123	
住所	静岡県富士市永田町1丁目100番地		

精神障害者保健福祉手帳の見方

手帳の交付番号です。

障害程度が記載されています。

手帳の有効期限が記載されています。
有効期限前に更新の手続きをしてください。
3か月前から申請できます。
(例: R4.4→R4.2から可)

手帳交付日が記載されています。

<p>障害者手帳</p> <p>手帳番号 123456</p> <p>障害等級 2 級</p> <p>氏 名 富士 花子</p> <p>生年月日 平成14年1月1日</p> <p>静 岡 県</p> <p>写 真</p>		<p>住 所 富士市永田町1丁目100番地</p> <p>交付日 令和 3年 6月 1日</p> <p>再交付日</p> <p>有効期限 令和 5年 5月31日</p> <p>旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額 第一種・第二種</p> <p>〔精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳〕</p>
--	--	--

更新が決定されると次の有効期限を記入します。

		(更新)
		(更新)
		(更新)
		(更新)

医療費、割引、減免等について

重度心身障害児者医療費助成

重度の心身障害児者に対して、医療費の自己負担金(保険診療分)を助成対象とします。ただし、1か月、1医療機関ごとに500円の自己負担をしていただきます。

対象者	備考
①身体障害者手帳1・2級の方 ②身体障害者手帳内部障害3級(制限あり) ③療育手帳Aの方 ④特別児童扶養手当1級の方 ⑤障害基礎年金1級の方 ⑥精神障害者手帳1級の方	自己負担金は、一時医療機関へ支払ってください。 県外の病院及びはり、灸、マッサージ、治療用補装具を受けた場合は保険点数が明示された領収書を添付して申請してください。

※「高額療養費」や「家族療養付加金」など、各種の保険制度からの給付金がある場合は、その給付額を差引いた残額を助成対象とします。

窓 口 障害福祉課 (電話55-2759/ファクス53-0151)

※重度医療費等の自己負担額の支払いに支障をきたす方は「富士市重度医療費等つなぎ資金」の貸付制度の利用ができます。ただし、国民健康保険に加入している方に限ります。

窓 口 社会福祉協議会 (電話64-4649/ファクス64-6567)

自立支援医療(更生医療、育成医療)

障害者総合支援法に基づき、身体に障害がある方に対し、その障害を取り除いたり、軽減したりするための治療を受けた場合に、医療費を助成する制度です。

医療の種類	対象者	対象医療
更生医療	満18歳以上の身体障害者手帳を交付された方	角膜移植術 人工内耳埋め込み術 心臓バイパス形成術 心臓ペースメーカー移植術(新規・交換) 人工関節置換術
育成医療	満18歳未満の身体に障害のあるこども	腎臓移植、免疫抑制療法 肝臓移植、免疫抑制療法 血液透析療法 など

※原則として、医療費の1割が自己負担となります。また、所得に応じて上限額があります。一定所得以上の方は、助成の対象外となることがあります。

窓 口 障害福祉課 (電話55-2759/ファクス53-0151)

自立支援医療(精神科通院)

精神科医療にかかる通院医療費を公費で負担します。自己負担額は基本的に医療費の1割となりますが、所得に応じて上限額があります。

窓 口 障害福祉課 (電話55-2759/ファクス53-0151)

精神障害者医療費助成

精神科の病院に3か月以上入院し、かつ、引き続き6か月以上入院見込みのある場合、医療費の半額を受給資格者(富士市在住の保護者又は医療費を自ら負担している場合は本人)に助成します。

窓 口 障害福祉課 (電話55-2759/ファクス53-0151)

後 期 高 齢 者 医 療

後期高齢者医療制度は、通常75歳から加入ですが、次の方は窓口で申請することで65歳から加入できます。保険料や医療費の自己負担割合を現在加入中の医療保険と比較してからご加入いただくことができます。申請前にお電話いただくと申請がスムーズです。

対象者

- ①身体障害者手帳1～3級の方
- ②音声又は言語機能障害4級に該当する方
- ③下肢障害4級のうち、【資料編】資料5の4級の1、3又は4に該当する方
- ④障害基礎年金1、2級を受給している方（精神障害による年金受給者を含みます。）
- ⑤精神障害者手帳1、2級の方
- ⑥療育手帳Aの方

窓 口 国保年金課（電話55-2754/ファクス51-2521）

※身体障害者手帳1、2級及び精神障害者手帳1級又は障害基礎年金1級（精神障害による年金受給を含みます。）の方に限り、前述の「重度心身障害者医療費」の助成は後期高齢者医療制度に加入しても変更ありません。

そ の 他 の 医 療 助 成

◆ひとり親家庭等医療

所得税非課税世帯であり、かつ、児童の父（又は母）が身体又は精神に重度の障害がある場合に、その児童（20歳未満の者）を扶養している母（又は父）及び児童の保険診療分医療費、入院時食事療養標準負担額を助成します

※対象となる障害の程度や制度の詳細については窓口にお問い合わせください。

窓 口 子育て給付課（電話55-2738/ファクス55-2953）

◆こども医療

次の場合には、保険診療分医療費の一部を助成します。

- ・対象年齢：0歳～18歳到達後最初の3月31日までの児童
- ・通院については1回500円、入院については無料（食事療養標準負担額を含みます）。

※通院については、500円に満たない場合にはその額が自己負担金となります。

また、通院は1か月に5回目以降は自己負担金はありません。

※令和8年9月診療分まで保護者の所得の合計額が児童扶養手当の所得制限額未満である場合、申請により支払った自己負担金を償還します。

※令和8年10月診療分から通院に係る自己負担はありません。

窓 口 子育て給付課（電話55-2738/ファクス55-2953）

◆未熟児養育医療

2,000g以下の未熟児等で、出生時に医師が入院を必要と認めた場合、その医療費を公費で負担します。

窓 口 子育て給付課（電話55-2738/ファクス55-2953）

◆特定疾患治療

国・県の指定する難病の治療をしている方の医療費を助成します。

窓 口 富士健康福祉センター医療健康課（電話65-2659/ファクス65-2288）

◆小児慢性特定疾病治療

国の指定するこどもの慢性疾患の治療をしている児童等の医療費を負担します。

窓 口 富士健康福祉センター福祉課（富士保健所（電話65-2647/ファクス65-2288）

障 害 基 礎 年 金

国民年金に加入している方で病気やけがなどにより障害が生じた場合又は20歳に達する前に障害が生じた方が20歳になった場合に、その障害の程度などに応じて障害基礎年金が支給される場合があります。なお、障害基礎年金を受給するには、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の申請とは別に、下記申請窓口に申請をする必要があります（身体障害者手帳等を取得したことで障害基礎年金が受けられるということではありません）。

【参考】資料編 資料8 国民年金の障害等級表・・・37ページ

窓 口 国保年金課（電話55-2755/ファクス51-2521）

※初診時に厚生年金に加入していた方の障害年金の申請窓口は、日本年金機構富士年金事務所です。申請方法等について、事前に窓口まで問い合わせください。

窓 口 日本年金機構富士年金事務所（電話61-1900/ファクス64-5411）

※初診時に共済組合に加入していた方の障害年金の申請窓口は、各共済組合の事務所です。申請方法等について、事前に窓口まで問い合わせください。

特 別 児 童 扶 養 手 当

この手当は、身体、知的又は精神に障害があるこども（20歳未満）を家庭で養育している方（保護者）に対する手当です。

区分	支給対象（障害程度）	支給制限
1 級	①身体障害1級、2級又は3級の一部 ②療育手帳A ③精神障害があつて前記と同程度 ④合併障害があつて前記と同程度	①保護者及び扶養義務者の所得が一定の基準以上の場合は支給されません。 ②対象児が社会福祉施設に入所したときは支給されません。
2 級	①身体障害3級の一部と4級の一部 ②知的障害でIQがおおむね50以下 ③精神障害があつて前記と同程度 ④合併障害があつて前記と同程度	

※認定の更新時など上記の区分に当てはまらない場合があります。

※対象児が20歳に達するとこの手当は支給されません。以後は、国民年金法による障害基礎年金が受けられる場合がありますので、必ず年金の手続きをしてください。

【参考】資料編 資料9 特別児童扶養手当の障害基準・・・38ページ

窓 口 障害福祉課（電話55-2759/ファクス53-0151）

特 別 障 害 者 手 当

在宅で20歳以上の、特に重度の障害を持ち、日常生活上、常時特別の介護を必要とする方に支給します。

対象者

- ①身体障害者手帳1、2級程度の異なる障害が重複している方
- ②身体障害者手帳1級程度の障害と異なる2つ以上の身体障害者手帳2、3級程度の障害を併せ持つ方
- ③身体障害者手帳1、2級程度の障害と重度の知的障害又は精神障害のいずれかが重複している方
- ④重度の肢体不自由、知的障害又は精神障害により日常生活の維持が困難な方

【支給制限】

次のような場合は、特別障害者手当は支給されません。

- ①障害者、配偶者及びその扶養義務者の所得が一定の基準以上の場合
- ②障害者が社会福祉施設に入所した場合
- ③3か月以上にわたり入院した場合

窓 口 障害福祉課（電話55-2759/ファクス53-0151）

障 害 児 福 祉 手 当

在宅の、特に重度の障害を持ち、日常生活上、常時介護を必要とするこども（20歳未満）に支給します。

対象者

- ①身体障害者手帳1級及び2級の一部のこども
- ②最重度の知的障害（IQ20以下）のこども
- ③重度の知的障害（IQ35以下）と重度の身体障害（1、2級）を合併するこども
- ④重度の精神障害を持つこども
- ⑤その他、上記と同程度の障害を有するこども

【支給制限】

次のような場合は、障害児福祉手当は支給されません。

- ①対象者及びその扶養義務者の所得が一定の基準以上の場合
- ②対象者が社会福祉施設に入所した場合

窓 口 障害福祉課（電話55-2759/ファクス53-0151）

そ の 他 の 手 当 、 年 金

◆富士市交通禍による遺児及び重度心身障害児福祉手当

対象者

特別児童扶養手当を所得制限で受給できない次のこども（20歳未満）の保護者に支給します。

- 特別児童扶養手当1級に該当する程度（身体障害者手帳1級又は2級・療育手帳A）の障害があるこども

※遺児（18歳未満）については、子育て給付課にお問い合わせください。

窓 口 障害福祉課（電話55-2759/ファクス53-0151）
子育て給付課（電話55-2738/ファクス55-2953）

◆富士市重症心身障害者等介護手当

対象者

重症心身障害者等を介護する次の方に対し支給します。

- ①身体障害者手帳1級又は2級の障害者と同居して常時介護している方
- ②身体障害者手帳1級又は2級とIQ35以下の知的障害が重複している者と同居して、常時介護している方
- ③上記と同程度の精神障害者と同居して、常時介護している方

【支給制限】

- ・障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当、障害基礎年金を受けている方（身体障害1、2級と知的障害（IQ35以下）が重複している方は、上記に該当する場合も支給されます）。

- ・生活保護受給者
- ・障害者、配偶者及びその扶養義務者の所得が一定の基準以上の場合

窓 口 障害福祉課（電話55-2759/ファクス53-0151）

◆心身障害者扶養共済年金（拠出制年金）

障害者の保護者が一定の掛金を納め、保護者が死亡又は病気等により回復不能な状態になったときに、残された障害者に年金を支給します。

対象となる障害（児）者

- ①知的障害（児）者
- ②身体障害（児）者で1級から3級までの方
- ③精神又は身体に永続的な障害のある方で、同程度と認められる方。

加入できる保護者

65歳未満で特別の疾病又は障害がない方

窓 口 障害福祉課（電話55-2759/ファクス53-0151）

◆児童扶養手当

児童の父（又は母）が身体又は精神に重度の障害がある場合に、その児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、児童に一定の障害がある場合は20歳未満の者）を監護している母又は監護し生計を同じくしている父に対して、所得に応じた手当額を支給します。

また、児童扶養手当受給者本人が障害基礎年金等を受給していて、児童扶養手当の額が障害基礎年金等の「子の加算部分」の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できます。

※対象となる障害の程度や制度の詳細については、窓口までお問い合わせください。

窓 口 子育て給付課（電話55-2738/ファクス55-2953）

バ ス 運 賃 割 引

静岡県バス協会が、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者手帳所持者に対し、運賃の割引をしています。

普通乗車券割引率	定期券用割引率
50%	30%

※身体障害者手帳に介護印のある場合は、介護者にも適用されます。

※療育手帳所持者は介護者も適用されます（バス会社によっては1種のみの場合がありますのでご確認ください。）。

※精神障害者手帳所持者は本人のみ割引となります。

※定期券購入に際しては、障害福祉課で発行する割引証が必要となります。

窓 口 障害福祉課（電話55-2759/ファクス53-0151）

持ち物 ①該当する障害者手帳

J R 運賃割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳を交付された方が、旅客鉄道会社（JRの鉄道、航路、自動車線（JRバス））に乗車船するとき、運賃が割引になります。なお、私鉄等については、各鉄道会社にお問合せください。

種類等		区分	1種		2種
			障害者と介護者が乗車する場合（障害者及び介護者1人割引）	障害者が単独で乗車する場合（障害者のみ割引）	障害者のみ割引
片道乗車券	片道100km以下（注1）		○	△（注2）	△（注2）
	片道100kmを超える場合（注1）		○	○	○
定期乗車券（注3）			○	×	△（注4）
回数乗車券（注4）			○	×	×
普通急行券（注5）			○	×	×
割引率			50%	50%	50%

※1種、2種の区分は手帳に記載されています。

※乗車券等は、みどりの窓口等で、手帳を提示して購入してください。

※顔写真の貼付（発行者の押印）が必要です。

注1 自動券売機で「小児用」の切符を購入して乗車できます。

注2 自動車線（JRバス）のみ割引になります。

注3 小児用定期乗車券は、割引をしません。

障害者が通学定期券の場合、介護者は、通勤定期券を購入してください。

自動車線（JRバス）の定期乗車券の割引率は3割になります。なお、JRバス東名高速線（ハイウェイバス）に定期乗車券はありません。

注4 障害者が12歳未満の場合、障害者及び介護者が割引されます。

障害者が単独で乗車する場合は割引になりません。

注5 自動車線（JRバス）の回数乗車券は割引をしません。

注6 新幹線等の特急券（特別急行券）は割引の対象に含まれません。

タクシー料金割引

身体障害者手帳又は療育手帳を交付された方が、県内のタクシー会社を利用する場合（個人タクシーを除く。）、障害者手帳を提示すると料金が1割引になります。（県外のタクシー会社についても同様の割引制度を有する場合が多いので、乗車の際に割引制度を確認してください。）

航空運賃割引（国内線）

12歳以上の方で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳（顔写真付きのものに限る。）を交付された方が国内線の定期航空航路を利用するとき、航空運賃が割引かれます。

対象

1 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の交付を受けた者が単独で利用する場合

2 1種身体障害者、知的障害者又は精神障害者手帳の交付を受けた者の介護者（1人まで）。

※2種身体障害者、2種知的障害者の介護者は、航空会社によって割引の対象になる場合があります。

※割引率や他の割引制度との併用の可否等は、航空運送事業者又は路線によって異なりますので、航空運送事業者にお問い合わせください。

有 料 道 路 割 引

身体障害者手帳を所持している方が自ら運転する場合及び1種の身体又は知的障害を持つ方を乗せて介護者が運転し有料道路を利用するとき、割引となります。

対象者	自動車の範囲	割引率
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳を交付された方（自ら運転する場合） ・1種身体障害又は1種知的障害の方を乗せて運転する介護者 	自家用の乗用自動車等で、次の者が所有するもの <ul style="list-style-type: none"> ・本人 ・配偶者 ・直系血族及びその配偶者 ・兄弟姉妹及びその配偶者 ・同居の親族 等 ※ライトバンは割引の対象になります。 ※事業用自動車、レンタカー、軽トラックなどは、割引の対象になりません。	50%

※有効期間は約2年間です（申請から2回目の誕生日まで。ただし、2回目の誕生日までに障害者手帳の有効期限がある場合は、障害者手帳の有効期限まで。）

有効期限の2か月前から受付を行いますので更新の手続きを行ってください。

（有効期限前の申請の場合、3回目の誕生日まで。ただし、3回目の誕生日までに障害者手帳の有効期限がある場合は、障害者手帳の有効期限まで。）

※令和5年3月27日より、上記範囲内の自動車が無くても割引申請が可能です。

また、要件を満たしていれば、事前登録のない自動車でも有料道路を通過しても割引を受けることができます。

※事前登録の無い自動車（親族や知人の自動車、レンタカー、代車等）で有料道路割引を受けるには、割引申請を行ったうえで、一般レーンにて手帳を提示する必要があります。（事前登録のない自動車では、E T Cレーンを通過しての割引は受けられません。）

※手帳に記載の旅客鉄道運賃減額の種別が「2種」の方は、手帳所持者本人が運転している場合のみ割引の対象となるため、タクシーなど本人が運転していない自動車での有料道路の通行については、割引対象外となります。

※介護運転として利用するタクシー以外については、業務利用等自動車は割引の適用対象外です。

※事前に自動車を登録し、E T C利用申請をする方は、オンラインでの申請が可能です。詳細は、「有料道路における障害者割引制度のオンライン申請受付サイト」（URL：<https://www.expressway-discount.jp>）をご参照ください。

窓 口 障害福祉課（電話55-2759/ファクス53-0151）

持ち物 ①身体障害者手帳又は療育手帳、②運転免許証（自ら運転の場合）

③車検証、④E T Cカード（障害者名義）

⑤E T Cセットアップ申込書、証明書

※E T Cを利用しない場合（自動車を登録しない場合）は、上記①～②

携 帯 電 話 料 金 割 引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳所持者に対し、携帯電話の基本料金等の割引を実施している場合があります。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳所持者（等級は問わない。）

【割引内容】

携帯電話会社によって割引の実施の有無、内容が違います。

窓 口 携帯電話各社支店等

持ち物 ①障害者手帳、②みとめ印

税 の 控 除 等

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳を交付されると、税の控除等が受けられます。

税の種類	対象	控除額等	窓口
所 得 税	特別障害者（本人又は扶養親族等） ・身体障害者手帳 1、2 級 ・療育手帳 A ・精神障害者手帳 1 級	所得控除 40万円	富士税務署 電話61-2460
	①特別障害者（扶養親族等）と同居の場合	所得控除 75万円	
	障害者（本人又は扶養親族等） ・身体障害者手帳 3～6 級 ・療育手帳 B ・精神障害者手帳 2、3 級	所得控除 27万円	
	②心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合	所得控除 掛金額	
	心身障害者扶養共済制度の給付金を受け取った場合	非課税	
市 民 税 ・ 県 民 税	特別障害者控除（所得税に同じ）	所得控除 30万円	市民税課 電話55-2734 ファクス53-0974
	普通障害者控除（所得税に同じ）	所得控除 26万円	
	①の場合	所得控除 53万円	
	②の場合	所得控除 掛金額	
事 業 税	両眼の視力喪失、両眼の矯正視力が0.06以下の視力障害者が行うはり灸マッサージ等の医業に類する事業	非課税	富士財務事務所 電話65-2127 ファクス65-2289
相 続 税	相続人が85歳未満の障害者である場合	その障害者が満85歳になるまでの年数1年につき、 特別障害者：20万円 一般障害者：10万円を控除する。	富士税務署 電話61-2460

※市民税・県民税の障害者控除を受けるには、市民税・県民税の申告の際、各障害者手帳の提示が必要です。

※源泉徴収されている方は、お勤め先にご相談ください。

マ ル 優 制 度

各障害者手帳を交付された方、障害基礎年金、障害児福祉手当又は特別障害者手当等の受給者は、350万円までの預金の利子が非課税になります。

窓 口 各金融機関

自動車税、軽自動車税等の減免

次に該当する障害がある場合、障害者のために専ら使用（生業、通学又は通院等）する自動車について、自動車税・軽自動車税の減免が受けられます。（障害者1人につき1台）

【減免対象となる障害の範囲】

障害区分		区分		
		障害者が所有し、 運転する場合	障害者が所有し、生計 を一にする者が運転す る場合	
身体障害	視覚障害	1～3級及び4級の1		
	聴覚障害	2級、3級		
	平衡機能障害	3級		
	音声、言語障害	3級（喉頭摘出者に限る。）		
	上肢不自由	1級、2級		
	下肢不自由	1～6級	1～3級	
	体幹不自由	1～3級及び5級	1～3級	
	脳病変	上肢機能	1級及び2級（一上肢を含む。）	
	機能障害	移動機能	1～6級	1～3級（一下肢を含む。）
	心臓機能障害	1級及び3級		
	呼吸器機能障害			
	じん臓機能障害			
	直腸、ぼうこう障害			
	小腸機能障害	1～3級		
肝臓機能障害				
免疫機能障害	1～3級			
知的障害	療育手帳A			
精神障害	精神障害者手帳1級			

■等級判定における令和5年度からの取扱いの変更について

上肢機能障害や下肢機能障害等、同一部位に複数の障害を有する方に対する等級の判定について、令和4年度までは個別等級により判定しましたが、令和5年度から部位の中で合算した後の等級により判定をします。

■総合等級判定による読み替えについて

身体障害者手帳の交付を受けている方御本人の運転であれば減免対象となり、生計同一者等の運転では減免対象外となる障害のある方が、重複して複数の部位に障害のある場合については、総合等級に読み替えて「生計同一者等での運転による減免」の判定をします。

■減免上限額の設定について

減免額には、上限額があり、一定額を超える税額は、本人負担となります。ただし、特殊車両（8ナンバー）のうち、車いす移動車については、用途の特殊性から全額減免となります。

■自動車税・軽自動車税の減免上限額

〔自動車税〕

総排気量が2,000ccを超え2,500cc以下の自家用乗用車の年税額である45,000円を上限額とします。

※グリーン化税制の対象者については、グリーン化税制適用後の額が上限額となります。（15%重課51,700円、75%軽課11,500円、50%軽課22,500円）

※新規登録の場合は、月割額となります。

〔軽自動車税〕

全額

【手続きに必要なになる物】

1 障害者本人運転で減免を受ける方

- ①障害者手帳
 - ②申請者(納税義務者)のマイナンバーカード(軽自動車税減免のみ必要)
 - ③障害者本人の運転免許証
 - ④車検証(新たに取得する場合を除く)(軽自動車税減免の場合は不要)
 - ⑤既減免車がある場合は、既減免車の抹消登録証明書又は移転登録後の車検証の写し(軽自動車税減免の場合は不要)
- ※①～④は住所が同一であること。

2 生計同一者等の運転で減免を受ける方

- ①障害者手帳
- ②申請者(納税義務者)のマイナンバーカード(軽自動車税減免のみ必要)
- ③生計を一にする者の運転免許証
- ④車検証(新たに取得する場合を除く)(軽自動車税減免の場合は不要)
- ⑤生計同一証明書(※1)(軽自動車税減免の場合は不要)
- ⑥既減免車がある場合は、既減免車の抹消登録証明書又は移転登録後の車検証の写し(軽自動車税減免の場合は不要)

※1 生計同一証明書

障害福祉課(精神障害の方は、富士健康福祉センター福祉課)で発行します。ただし、障害者本人が施設入所や長期入院をしている場合は、発行できません。

発行には以下のものが必要になります。

- ①障害者手帳
- ②生計を一にする者の運転免許証
- ③車検証(新たに取得する場合を除く。)
- ④住民票(精神障害の方のみ)
- ⑤みとめ印(精神障害の方のみ)

【手続き、お問合せ窓口】

1 自動車税の減免窓口

- ・既に所有している自動車の自動車税
富士財務事務所 電話65-2118/ファクス65-2289
- ・新たに取得する自動車の自動車税
沼津財務事務所自動車税分室(沼津市原)
電話055-966-0626/ファクス055-967-3309
※分室隣の陸運支局沼津自動車検査登録事務所で登録するときに、この分室で自動車税の減免手続きができます。

2 **軽自動車税**の減免窓口

- ・既に所有している軽自動車等の軽自動車税
富士市役所市民税課 電話55-2735/ファクス53-0974
 ※手続きの期間は、毎年5月頃（軽自動車税納税通知書がお手元に届いてから納期限まで）です。

3 **生計同一証明書**、**常時介護証明書**の窓口

障害福祉課（電話55-2759/ファクス53-0151）
 [精神障害者の場合]
富士健康福祉センター福祉課（富士保健所）
 （電話65-2155/ファクス65-2288）

N H K 放 送 受 信 料 の 免 除

NHK放送受信料について、免除が受けられます。

区分	対象者	備考
半額免除	①世帯主が視覚又は聴覚に障害のある方（手帳所持） ②世帯主が重度（1、2級）の身体障害者 ③世帯主が重度（A）の知的障害者 ④世帯主が重度（1級）の精神障害者	※住民基本台帳における世帯主であり、かつ受信契約者であること。
全額免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかの手帳を所持する方を世帯構成員に有し、世帯構成員全員が市民税非課税である場合	

窓 口 障害福祉課（電話55-2759/ファクス53-0151）

持ち物 ①障害者手帳

※免除を受けた後に上記対象から外れた場合は、必ずNHK静岡放送局（電話054-654-5200）にご連絡ください。

公 共 施 設 利 用 料 割 引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳を交付された方が、市内の公共施設を利用されるとき、利用料等の割引があります。利用券は、各施設の窓口で手帳を提示して購入してください。

【割引制度のある主な公共施設】

施設名	利用料等	割引の内容	
		本人	同伴者
静岡県富士水泳場	利用料 大人 510円	無料	1人無料
富士山こどもの国	入園料 大人 830円	無料	1人無料

富士マリンプール、富士総合運動公園陸上競技場・庭球場、市立富士体育館、富士柔剣道場、市立富士川体育館は、利用形態（人数等）によって割引が異なりますのでお問い合わせください。

窓 口 富士市振興公社（電話81-2111/ファクス57-1771）

※富士マリンプール開設期間中は電話33-3400にお問合せください。

各種補助制度等について

補 装 具

身体障害（児）者の失われた部分などを補い日常生活を円滑に行うために、必要に応じて障害に適した用具費（又はその修理費）の支給を受けることができます。

対象者	補装具の種類
視 覚 障 害 者	<ul style="list-style-type: none"> ・盲人安全つえ（普通用、携帯用） ・義眼（普通義眼、特殊義眼、コンタクト義眼） ・眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）
聴 覚 障 害 者	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器（重度難聴用（2、3級）） ・補聴器（高度難聴用（4級以下）） ・人工内耳用音声処理装置の修理
肢 体 不 自 由 者	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす ・電動車いす（上肢及び下肢不自由者） ・歩行器 ・義手、義足 ・装具（上肢装具、下肢装具、体幹装具） ・歩行補助つえ（T字状、棒状のつえは日常生活用具給付事業の対象） ・姿勢保持装置 ・姿勢保持いす（※） ・起立保持具、頭部保持具（※） ・排便補助具（※） <p style="text-align: right;">※印は児童のみ交付</p>
重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、当装置によらなければ意思の伝達が困難な者	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者用意思伝達装置

～ 注 意 ～

- ・この制度の申請前に購入した場合、この制度を受けられません。
- ・補装具の種類によっては、本人の状況により支給されない場合があります。
- ・利用者負担は、原則1割です。負担が重くなり過ぎないように、世帯（※1）の所得状況に応じて、1か月当たりの上限額（※2）を設定します。ただし、支給対象が18歳未満の障害児である場合を除き、一定所得以上の世帯の場合（※3）には支給の対象外になります。
 - ※1 この場合の所得を判断する際の世帯範囲は、18歳以上の障害者については、障害者本人とその配偶者となり、18歳未満の障害児については、保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。
 - ※2 市民税非課税世帯・生活保護受給世帯の方は、原則自己負担はありません。
 - ※3 この場合の一定所得以上の世帯とは、本人及び配偶者のうち市民税所得割の最多納税者の額が46万円以上の場合です。
- ・車いす（既製品）、歩行器及び歩行補助つえは、介護保険制度の福祉用具の貸与・購入が優先します（オーダーメイドの車いすは、身体障害者手帳の補装具交付制度の対象です）。

窓 口 障害福祉課（電話55-2911/ファクス53-0151）

日常生活用具

身体障害（児）者などに対し、障害の種類と程度に応じて用具を給付することによって日常生活の便宜を図ります。 ※資料編 資料2 日常生活用具一覧表（4ページ～）参照

～ 注 意 ～

- ・この制度の申請前に購入した場合、この制度を受けられません。
- ・日常生活用具の種類によっては、本人の状況により給付されない場合があります。
- ・利用者負担は、原則1割です。負担が重くなり過ぎないように、世帯（※1）の所得状況に応じて、1か月当たりの上限額（※2）を設定します。ただし、一定所得以上の世帯の場合（※3）には支給の対象外になります。
 - ※1 この場合の所得を判断する際の世帯範囲は、18歳以上の障害者については、障害者本人とその配偶者となり、18歳未満の障害児については、保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。
 - ※2 市民税非課税世帯・生活保護受給世帯の方は、原則自己負担はありません。
 - ※3 この場合の一定所得以上の世帯とは、本人及び配偶者のうち、市民税所得割の最多納税者の額が46万円以上の場合です。
- ・特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動・移乗支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器、居宅生活動作補助用具等介護保険制度の福祉用具となっているものについては、介護保険制度の貸与・購入が優先します。

窓 口 障害福祉課（電話55-2911/ファクス53-0151）

紙おむつの支給

重度の身体（肢体）障害（児）者に対して、紙おむつを支給します。

対象者	内容
6歳以上65歳未満の重度身体（肢体）障害（児）者	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で紙おむつを常用している方 ・申請者及び世帯員の市民税課税状況によって自己負担割合が決まります。 ・紙おむつの種類・支給枚数に制限があります。

窓 口 障害福祉課（電話55-2911/ファクス53-0151）

※65歳以上で、在宅において寝たきり又は認知症の状態にあり常時紙おむつを使用している方は、高齢者支援課（電話55-2741）で支給しています。

自動車免許、改造に関する補助制度

補助制度の名称	受給資格	申請期間	助成限度額
自動車運転免許取得費補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の身体障害者で手帳を交付された方 ・所得税額が12万円以下の世帯に属する方 	免許取得後4か月以内	免許取得に要した費用の2/3で、10万円を限度とします。
自動車改造費補助制度（障害者本人の運転に必要な改造に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の1、2級の肢体不自由者で、身体障害者手帳を交付された方 ・前回申請後3年経過後であること。 注意：所得制限があります。	改造後4か月以内	改造に要した費用の1割を自己負担とします。（ただし、10万円を越えた場合は、越えた額及び10万円の1割が自己負担となります。）

窓 口 障害福祉課（電話55-2911/ファクス53-0151）

タクシー・福祉タクシー利用料金助成

重度障害者等に対して、タクシー（年間最大24枚）又は福祉タクシー（年間最大12枚）の初乗運賃を助成します。富士市、富士宮市内のタクシー会社に限りです。

対象者	一般タクシー	視覚障害1、2級、肢体不自由1、2級、内部障害1、2級、知的障害A、精神障害1級、戦傷病者甲種
	福祉タクシー	下肢機能障害1、2級、体幹機能障害1、2級、移動機能障害1、2級

※ 福祉タクシーはストレッチャーで乗車できるタクシーです。シンフジハイヤー（要予約。電話21-4511）で2台所有しています

～ 注 意 ～

次に該当する方は、助成を受けられません。

- ① 社会福祉施設に入所している方、入院している方
- ② 自動車税（軽自動車含む。）の減免を受けている方
- ③ 一般タクシーのタクシー券利用料金の助成を受けている方は福祉タクシー利用料金の助成は受けられません。また、福祉タクシーのタクシー券利用料金の助成を受けている方は一般タクシー利用料金の助成は受けられません。

窓 口 障害福祉課（電話55-2911/ファクス53-0151）

持ち物 ① 障害者手帳又は戦傷病者乗車券引換証

[みんなのタクシー]

年齢、性別に関係なく利用できるユニバーサルデザインタクシーで、車いすは後部から車椅子ごと乗降できます。タクシー券を利用できます。

[高齢者外出支援サービス]

高齢者が通院等の目的のため、車いす用タクシーを利用する場合、利用料金を1回当たり1,900円を上限として年間最大24回助成します。

対象者 在宅で生活している65歳以上で介護保険の要介護認定が要介護度5又は4と判定された方で、バスや一般タクシーを利用できない方
※ 上記のタクシー、福祉タクシー利用料金助成制度を受けている方は助成を受けられません。

窓 口 高齢者支援課（電話55-2741/ファクス55-2920）

福祉電話基本料金助成

重度身体障害者のいる電話のない世帯で、緊急連絡等の手段としての必要を認められる場合、電話設置費用と、その基本料金相当額を助成します。なお、65歳以上の方は高齢者支援課（電話55-2741/ファクス55-2920）までお問い合わせください。

対象者 外出困難な重度（1、2級）身体障害者で、所得税非課税世帯に属する方

窓 口 障害福祉課（電話55-2911/ファクス53-0151）

緊急通報システムの貸与

身体に重度の障害を持つ方の安全と緊急時の連絡手段を確保するために、通報装置、無線式通報ペンダント、ガスもれ警報器及び火災警報器などの装置を貸与します。なお、緊急時の連絡先になる人を3人確保する必要があります。なお、65歳以上の方は高齢者支援課（電話55-2741/ファクス55-2920）までお問い合わせください。

対象者 ひとりぐらしの重度（1、2級）身体障害者等

窓口 障害福祉課（電話55-2911/ファクス53-0151）

ふれあい案内サービス

電話帳の使用が困難な人に無料で電話番号の案内をしています。

対象者

- 1 身体障害者手帳を交付された方で、次の障害を有する方
 - (1)視覚障害1～6級
 - (2)肢体不自由（上肢、体幹、脳病変による運動機能障害）1、2級
- 2 戦傷病者手帳を交付された方で、次の障害を有する方
 - (1)視力の障害 特別項症～第6項症
 - (2)上肢の障害 特別項症～第2項症 ※上肢に対する障害にのみ適用
- 3 療育手帳を交付された方
- 4 精神障害者手帳を交付された方

窓口 西日本電信電話株式会社（電話0120-104-174）

持ち物 ①該当する障害者手帳、②みとめ印

大型ごみの戸別収集

ひとり暮らしの重度身体障害者（聴覚障害を除く。以下同じ。）又は高齢者や重度身体障害者のみの世帯については、大型ごみ（冷蔵庫、テレビ、洗濯機、冷凍庫、エアコン及び衣類乾燥機を除く。）を無料で戸別収集します。

窓口 障害福祉課（電話55-2761）

※高齢者のみの世帯の方は、高齢者支援課（電話55-2741）までお問い合わせください。

青い鳥郵便はがき

郵便局で、重度（1、2級）の身体障害者又は重度の知的障害者（A1、A2のみ）に対し、青い鳥郵便はがき20枚をお渡ししています。申込み期間は、おおむね毎年4月1日から5月31日（年度によって若干の相違があります。）です。詳しくは、郵便局にお問い合わせください。

窓口 郵便局

福祉機器等リサイクル

家庭で使わなくなった福祉機器（車いす・特殊寝台など）を譲りたい方と、それを必要とする方のために情報提供を行っています。

社会福祉協議会（電話64-4649/ファクス64-6567）

音声による行政情報の提供

1 市政情報

視覚に障害のある方を対象に、広報ふじなどの市政情報を音訳したCD等を送付しています。送付を希望する方は、下記のいずれかの窓口にお問い合わせください。

社会福祉協議会ボランティアセンター（電話64-7100/ファクス64-9040）
障害福祉課（電話55-2911/ファクス53-0151）

2 県政情報

視覚に障害をお持ちの方を対象に、県民だより、県議会だよりを音訳したCD等を貸出しています。

障害福祉課（電話55-2911/ファクス53-0151）

点字、拡大文字、音声コード付文書の発送

視覚に障害をお持ちの方に対して、市から発送する文書の一部について、点字又は拡大文字、音声コード付の概要文書を同封します。

障害福祉課（電話55-2911/ファクス53-0151）

ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマーク・ヘルプカードは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方のために、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助が得やすくなることを目的に携帯するものです。以下の場所にて、配布を行っています。

ヘルプマーク	富士健康福祉センター福祉課・医療健康課（富士保健所） （電話65-2647/ファクス65-2288）
	障害福祉課（電話55-2911/ファクス53-0151）
	共立蒲原総合病院（電話81-2211/ファクス81-2208）
	富士市立中央病院（電話52-1131/ファクス51-7077）
ヘルプカード	障害福祉課（電話55-2911/ファクス53-0151）
	共立蒲原総合病院（電話81-2211/ファクス81-2208）
	富士市立中央病院（電話52-1131/ファクス51-7077）

中央図書館郵送貸出サービス等

視覚障害等で通常の活字のままでは読書が困難な方や、肢体不自由等で来館が困難な方へ図書等の郵送貸出しサービスを行っています。利用期間は4週間（郵送期間を含む）、本は10冊、CDは5点まで可。事前の利用登録が必要になりますので、障害者手帳を持参のうえ、中央図書館で登録してください（代理可）。ご利用は無料です。

その他、朗読サービス室での対面朗読の実施や、大活字本、点字図書、点字付きさわる絵本、LLブック、録音図書、マルチメディアデイジー、聴覚障害者用字幕付きDVDも所蔵しています。

中央図書館（電話51-4946/ファクス51-7135）

郵便投票

次に該当する方は、選挙の際に郵便による投票をすることができます。また、実際に制度を利用して投票する場合には、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けている必要があります。

対象者

1 自書が可能な方

(1) 身体障害者手帳

- ① 両下肢、体幹、移動機能の障害で1、2級の方
- ② 心臓、じん臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、小腸の障害で1、3級の方
- ③ 免疫、肝臓の障害で1～3級の方

(2) 戦傷病者手帳

- ① 両下肢、体幹の障害で特別項症～第2項症の方
- ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害で特別項症～第3項症の方

(3) 介護保険

要介護5の方

2 自書ができない方（代理人に記載させることができます。）

上記の要件に加えて、

- (1) 身体障害者手帳・・・上肢、視覚の障害で1級の方
- (2) 戦傷病者手帳・・・上肢、視覚の障害で特別項症～第2項症の方

選挙管理委員会事務局（電話55-2879/ファクス55-3050）

生活福祉資金

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳を所持している方がいる世帯又は低所得世帯に対し、経済的自立と生活意欲を促進するため、資金を貸し付けています。

社会福祉協議会（電話64-4649/ファクス64-6567）

ゆずりあい駐車場

この制度は、車いす利用者等歩行が困難な方々に「利用証」を交付し、駐車時に車両のルームミラーに掲げてもらうことで必要な人を「見える化」する制度です。

対象者は次の1～3のいずれかに該当し、歩行が困難で、かつ日常生活で車いすマークの駐車場の利用を必要とする方です。

- 1 身体障害者手帳の視覚障害（1～4級）、聴覚障害（2～3級）、平衡機能障害（3～5級）、肢体不自由上肢（1～2級）、肢体不自由下肢（1～6級）、体幹（1～5級）、内部障害（1～4級）等
- 2 療育手帳A
- 3 精神障害者手帳1級

※その他、介護保険の要介護状態区分「要介護1」以上、特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、妊娠7か月から産後12か月までの妊産婦、けがや病気による一時的な歩行困難者（最大6か月）も対象。

※この利用証は優先許可証ではなく、駐車場の利用を必要としていることを示すもので、利用証を持っていない方も必要な場合には駐車場を利用しますので御承知おきください。また、介助者が同乗していることで一般の駐車場の利用が可能な場合は、そちらをご利用ください。

窓口 障害福祉課（電話55-2911/ファクス53-0151）

持ち物 該当する障害者手帳、母子手帳、特定疾患医療受給者証、介護保険被保険者証、医師の診断書

駐車禁止規則の除外

下記の級別を有する身体障害者、知的障害者、精神障害者で、歩行が困難な方が、駐車を禁止されている道路に一時的に駐車する必要がある場合、駐車禁止規制から除外される制度があります。事前に必ず公安委員会に申請が必要です。

なお、道路運送車両法に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両についても、申請により駐車禁止規制の除外が認められます。

区分	障害の級別	区分	障害の級別
視覚障害	1～3級、4級の1	心臓機能障害	1、3級
聴覚障害	2、3級	じん臓機能障害	1、3級
平衡機能障害	3級	呼吸器機能障害	1、3級
上肢機能障害	1、2級の1、2級の2	直腸・ぼうこう機能障害	1、3級
下肢機能障害	1～4級	小腸機能障害	1、3級
体幹機能障害	1～3級	肝臓機能障害	1～3級
脳病変による運動機能障害	1、2級（一上肢のみに障害がある場合を除く。）	免疫機能障害	1～3級
	移動機能	知的障害	A
		精神障害	1級

窓口 公安委員会（富士警察署交通課）（電話51-0110）

持ち物 ①該当する障害者手帳、（障害者手帳の写しも必要。写しはA4判で、障害者手帳の表裏すべてが必要）
②みとめ印

障害福祉サービス（ヘルパー、短期入所、施設の利用等）

窓 口 障害福祉課（電話55-2761/ファクス53-0151）

障害者総合支援法における派遣等のサービスは下記のとおりです。

介護保険が利用できる方は、同様のサービスが介護保険のサービスにある場合、原則介護保険サービスの利用が優先します。

【参考】 資料編 資料4 障害福祉サービス事業所一覧・・・20ページ

ヘルパーの派遣

◆居宅介護

居宅において、食事や入浴などの介護、調理や洗濯などの援助を行います。また、通院等をする場合の介助を行います。

◆重度訪問介護

重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

◆重度障害者等包括支援

意思疎通の困難な重度の身体障害がある人に、居宅介護、短期入所、通所支援など複数のサービスを包括的に行います。

◆同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む。）、移動の援護等の外出支援を行います。

◆行動援護

知的障害若しくは精神障害により自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

◆移動支援

同行援護又は行動援護に該当しない障害のある人が円滑に外出できるよう移動を支援します。

短期入所

自宅で介護する人が病気や冠婚葬祭などの場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

通所施設

◆生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

◆自立訓練（機能訓練、生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

◆就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

◆就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

◆就労継続支援（A型、B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。

◆就労定着支援

就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された人が就労を継続できるよう、企業等との連絡調整や相談、指導及び助言等を行います。

◆地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

日 中 一 時 支 援

障害がある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人を日常的に介護している家族の就労支援や一時的な休息を目的としたサービスです。

施 設 入 所 支 援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

共 同 生 活 援 助

主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

療 養 介 護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

児 童 発 達 支 援 ※児童のみ対象

就学前の子どもを対象に療育や指導を行い心身の発達の支援を行います。

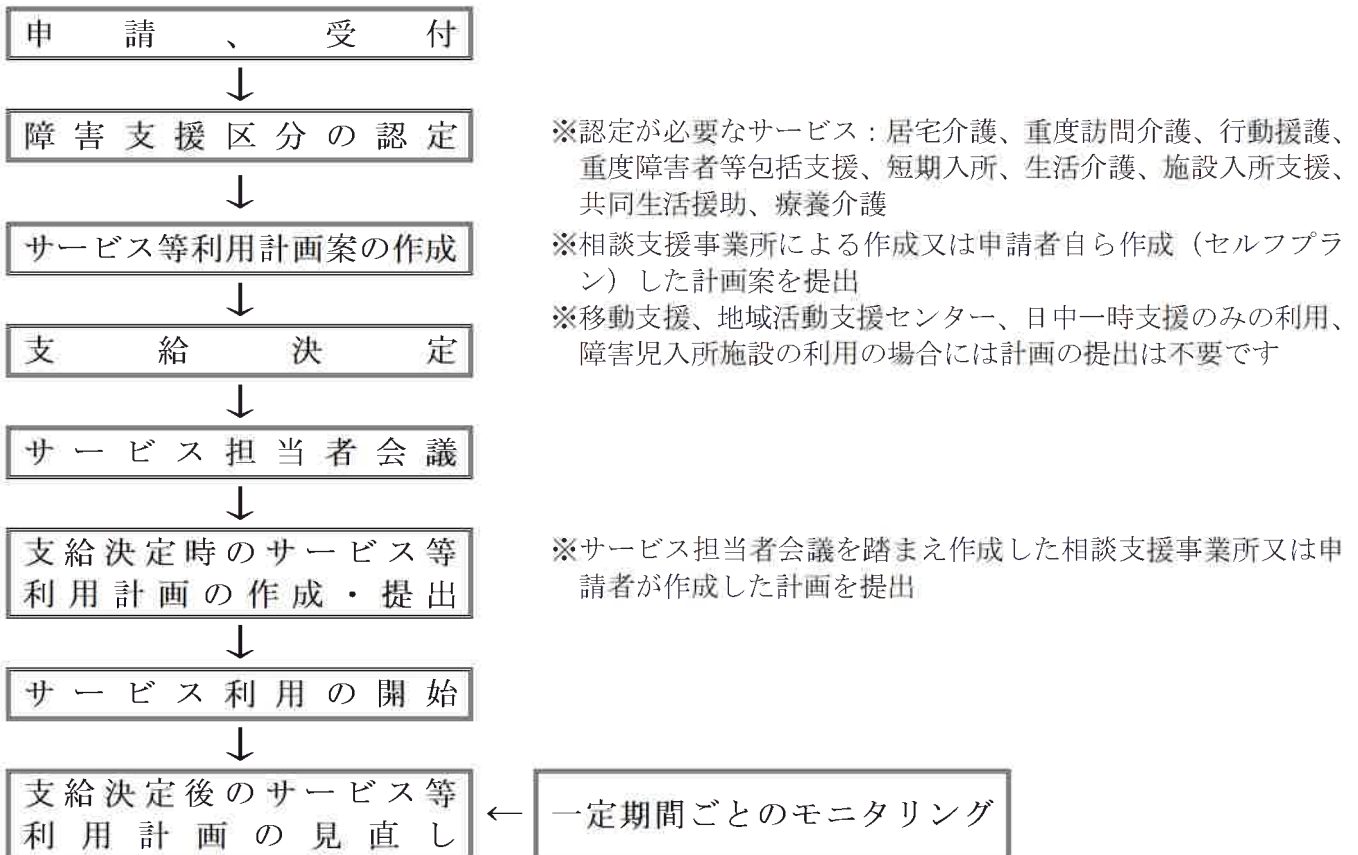
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス ※児童のみ対象

就学している障害のある子どもを対象に放課後や長期休み中において、生活能力向上のための訓練等を行います。

障 害 児 入 所 施 設 ※児童のみ対象

障害のある子どもに対して、保護、日常生活及び自活に必要な知識や技能を身につけるための指導を行う入所施設です。

利 用 方 法



費 用 負 担 に つ い て

サービスにかかった費用の1割負担となります。ただし、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担はありません。

【対象となるサービス】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、施設入所支援、共同生活援助、療養介護、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

【障害者】

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯で所得割が16万円未満 ※20歳以上の入所施設利用者とグループホーム利用者を除く。	9,300円
上記以外	37,200円

【障害児】

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯で所得割28万円未満	通所施設、居宅介護 4,600円 入所施設 9,300円
上記以外	37,200円

※世帯の範囲

- ・18歳以上の方は、障害のある人とその配偶者（施設に入所する18、19歳を除く。）
- ・18歳未満の方は、保護者の属する住民基本台帳での世帯（施設に入所する18、19歳を含む。）

※移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援の利用者負担は別の基準があります。

その他の派遣等サービス

◆訪問入浴サービス

重度肢体不自由の障害があり自宅の浴槽では入浴が困難な方に対し、移動入浴車で浴槽を自宅に持ち込み入浴の介助を行います。

◆ライフサポート事業

障害者総合支援法では対象とならない場合のヘルパー派遣、短期入所、デイサービスを行います。

その他のサービスについて

窓口 障害福祉課（電話55-2911/ファクス53-0151）

聴覚に障害のある方への派遣サービス

◆手話通訳

聴覚に障害のある人や聴覚に障害のある人とコミュニケーションをとる必要がある人に対し手話通訳者を派遣します。

◆要約筆記

聴覚に障害のある人に対し、話し言葉などの内容を要約して文字として伝える要約筆記者を派遣します。

その他の

◆配食サービス

食事を確保することが困難な在宅の障害のある人に民間の給食業者より食事を届けます。

◆ことばの相談室

主にコミュニケーション手段を獲得することを目的とした学習、相談を行います。原則として特別支援学校と特別支援学級に在籍している児童、生徒が対象です。富士市フィランセ東館2階で実施しています。

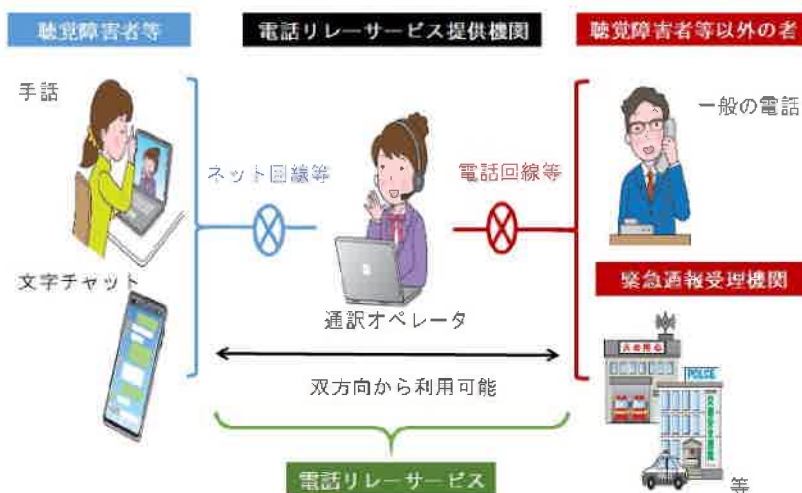
◆カルチャー講座

在宅の知的障害（児）者の余暇活動の一環として様々な講座を開催しています。

【科目】華道、茶道、アメリカンフラワー、料理、コーラス、体操、フライングディスク、水彩画、よさこい

◆電話リレーサービス

聴覚や発話に困難のある方（「以下聴覚障害者等」といいます。）と聴覚障害者等以外の人の会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につながるサービスです。令和3年7月1日から開始しました。ご利用を希望される聴覚障害者等の方は、（一財）日本財団電話リレーサービス（電話 03-6275-0910/FAX03-6275-0913）へお問い合わせください。



保育園等・学校及びその他の施設等について

保 育 園 等 、 学 校

障害児等に対する教育・保育の場としては、保育園等における特別支援保育や小中学校における特別支援学級、特別支援学校等があります。

区分	内容	窓口
特別支援保育	一人ひとりの個性や発達のペースを大切にしながら、集団の中でお子様が健やかに成長できるよう支援します。	保育幼稚園課 電 話 55-2762 ファクス 55-2979
特別支援学級	発達などに心配があり、日常生活を営むのに一部援助が必要な児童・生徒は入級することができます。	各学校又は特別支援教育センター 電 話 55-0565 ファクス 55-0564
特別支援学校等	発達などに障害があり、日常生活を営むのに頻繁に援助が必要な児童・生徒は入校することができます。	

特別支援学校等（◎印には高等部があります。）

区分	学校（園）名	所在地	電話番号
視 覚 障 害	◎県立沼津視覚特別支援学校	沼津市米山町 6-20	055-921-2099
聴 覚 障 害	◎県立沼津聴覚特別支援学校	沼津市泉町 4-1	055-921-3398
知的障害	◎県立富士特別支援学校	富士市大淵 3773-1	36-2345
	◎県立清水特別支援学校（旧富士川町）	静岡市清水区八坂東一丁目 16-1	054-368-6800
知的障害 肢体不自由	◎県立富士特別支援学校	富士市大淵 3773-1	36-2345
	◎県立中央特別支援学校（旧富士川町）	静岡市葵区漆山 777	054-246-5504
肢体不自由	◎県立東部特別支援学校	伊豆の国市寺家 246-1	055-949-2309
病 弱	◎県立中央特別支援学校	静岡市葵区漆山 777	054-246-5504
情緒障害	県立吉原林間学園	富士市厚原 1628-1	71-0075

※ 詳しくは、特別支援教育センター（電話55-0565/ファクス55-0564）にご相談ください。

職 業 訓 練

◆職場適応訓練

ハローワークでは、障害を持つ方の就職について相談や指導を行っています。職場適応訓練は2週間から1年以内でそれぞれの能力にあった訓練が行われます。詳細はハローワークにお問い合わせください。

ハローワーク（電話51-2151/ファクス52-7743）

◆静岡県あしたか職業訓練校（沼津市宮本5-2 電話055-924-4380）

訓練種目 コンピューター科（身体障害）、生産サービス科（知的障害）

訓練期間 1年間（4月～3月）

募集期間 毎年7月～10月（申込書類は障害福祉課にもあります。）

ハローワーク（電話51-2151/ファクス52-7743）

障 害 者 雇 用

官公庁や企業は、法律により一定の割合の障害者を雇用しなければならないことになっています。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳を所持する方は、ハローワークに登録することで、障害者枠の求人に応募することができます。

窓 口 ハローワーク（電話51-2151/ファクス52-7743）

富士市障害者就労機能パワーアップ

誰もが生きがいをもって生き生きと暮らせる社会を目指して、働く意欲のある方たちの自立と、障害者雇用をすすめる企業をサポートします。相談料は無料です。

主な業務

- ・ 就労支援ネットワークの強化、連携
- ・ 障害者就労支援施設の工賃向上
- ・ 企業へ障害者雇用について様々な方法の提案

受託先 NPO法人 富士市手をつなぐ育成会

窓 口 富士市障害者就労機能パワーアップ事業（電話51-0632）

防災について

南海トラフ地震をはじめ、風水害などの自然災害や火災など、私たちの身の回りにはいろいろな災害が想定されています。そんなとき、私たちは、様々な情報を基に、自分の身の安全や財産などを守らなければなりません。

そのために、日頃からの安全対策や、いざというときに冷静な行動がとれるよう知識を身につけておく必要があります。

また、大規模災害が発生すると、自分ひとりではできることに限界があります。日頃から地域との交流を図り、助け合うことができるようにしておきましょう。

日頃からの備え

1 家庭内の安全対策

自宅でも安全な部屋はどこですか？ 災害時にケガをしないよう、普段から対策をしましょう！

(1) 身の回りの安全確保

- ・倒れてこないようにする。
 - 家具の固定 テレビ・冷蔵庫の固定
 - 出入口には家具・荷物を置かない。
- ・ガラスが飛び散らないようにフィルムを貼る。
 - 窓ガラス 食器棚
- ・火災を起こさないようにする。
 - カーテンなど燃えやすい物の近くにストーブを置かない。
 - 耐震自動消火機能のついたストーブを使用する。
 - ガスレンジなど火元のまわりには、燃えやすい物を置かない。
 - 住宅用火災警報器、感震ブレーカーを設置する。（定期的に点検する。）

〔自宅の耐震対策(プロジェクトTOUKAI-0)〕

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震対策にかかる費用の一部を助成しています。

建築土地対策課（電話55-2791）

〔家具固定の推進事業〕

平成30年6月に発生した大阪府北部地震では、家具等の転倒により高齢者が犠牲になりました。そのような被害を防ぐために、富士市では高齢者や障害者等の世帯を対象に、家具等の固定をする事業を実施しています。

対象者 ①満65歳以上の方のみで構成された世帯

②次の障害等のある方を含む世帯

- ・身体障害者手帳1、2級（内部障害については、腎臓機能障害と呼吸機能障害の方のみ対象）の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・介護保険法による要介護3、4、5に認定されている方

防災危機管理課（電話55-2715）

〔ボランティアグループ「家具やしめ隊」による家具固定・飛散防止フィルム貼付け〕

支援内容 家具の固定、窓ガラス等の飛散防止フィルム貼付け

※必要な固定具やフィルムの購入などは依頼者の自己負担です。

社会福祉協議会ボランティアセンター（電話64-7100／ファクス64-9040）

(2) 家の外回りの点検

- ・暴風で物が飛ばされないようにする。
 - 屋根瓦・アンテナなどの点検・補強
 - ベランダや庭などに風で飛ぶようなものは置かない。
- ・ブロック塀の撤去や改善（耐震化・生け垣など）
 - ブロック塀は地震発生時に倒れたり、崩れたりすることがないように日頃から点検し、補強しましょう。

[ブロック塀を取壊すときの補助制度]

窓 建築土地対策課（電話55-2791/ファクス53-2773）

[生け垣及びシンボルツリーを設置するときの補助制度]

窓 みどりの課（電話55-2793/ファクス53-2772）

2 いざという時に備えて

(1) 避難行動要支援者名簿

災害対策基本法に基づき、災害時の避難に支援が必要な方（避難行動要支援者）を掲載した名簿を作成しています。避難支援が必要な方の情報を、あらかじめ把握しておくことで、地震や津波、洪水などの災害時の避難誘導に役立っています。

名簿掲載者	①身体障害者1・2級（内部障害については呼吸器機能のみ） ②知的障害者（療育手帳A・B所持者） ③精神障害者1・2級
	上記①②③の方は、自分の個人情報を地域の支援者に提供することに同意した場合は、災害時だけでなく平常時から、日頃の見守り活動に活用されます。（災害時は同意がなくても、名簿掲載者の情報が開示されます。）
希望による名簿掲載者	④身体障害者手帳所持者で上記①以外の方 ⑤精神障害者手帳3級の所持者
	上記④⑤の方は、希望者のみ名簿に掲載され、災害時だけでなく平常時から、日頃の見守り活動に活用されます。

問合せ 福祉総務課（電話55-2840）

(2) 災害・緊急支援情報キット

災害・緊急支援情報キット（災害支援キット）は、身体の状態や重要な医療情報などをコンパクトな容器に収めて、冷蔵庫に保管しておくものです。あらかじめ必要な情報が決められた場所に保管してあれば、救急などの緊急時に迅速な対応が可能になります。

配布を希望される方は、福祉総務課またはお近くのまちづくりセンターの窓口で直接受け取ってください。

問合せ 福祉総務課（電話55-2840）

(3) 富士市防災アプリ「防災ふじ」

いつ襲ってくるかわからない地震や豪雨災害など、いざという時に戸惑うことのないよう災害に対する事前対策をしておくことが重要です。

富士市防災アプリ「防災ふじ」では、自宅や身近な地点の災害リスクを確認することができます。またいつ、どこに、どうやって避難するのかといった、各家庭ごとの避難計画（マイ・タイムライン）を作成することも可能です。

🔍 調べたい地点から検索する



災害リスクの確認、マイ・タイムラインの作成を行い、家庭でできる防災対策を進めていきましょう。

問合せ 防災危機管理課（電話55-2715）



このアイコンが目印



まずはアプリをダウンロード！



3 日常生活の必需品

(1) 医療に関するもの

①お薬とお薬手帳

大規模災害発生初期には、緊急度の高い患者が優先されます。いつも飲んでいる薬は常に1週間分程度の予備が手元にあるようにし、処方された日付が古いものから順に服用しましょう。

お薬手帳は大切です。大規模災害などで受診が困難な場合、お薬手帳でいつも飲んでいる薬を確認できれば、処方箋なしでも薬局で薬をお渡しできる特例が認められることがあります。

②ストーマと洗腸器具等

保管は緊急持ち出し品の中、トイレ、洗面所など分散して管理する。

防水の袋を準備（雨の中を移動することも想定）

可能であれば水1リットル程度も持ち出せるようにしておきましょう。

参考：「日本ストーマ用品協会災害時対策マニュアル」平成20年策定

〔ストーマ用装具の保管〕

人工こう門、人工ぼうこうを造設している方が地震などの災害時に自宅等が被災し、ストーマ用装具が持ち出せなくなった場合に備え、ストーマ用装具7日分を預かり、保管します。

窓 口 障害福祉課（電話55-2911）

持ち物

1. 申請書（障害福祉課の窓口に用意してあります。）

※市ウェブサイトからもダウンロードできます。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1020100000/p003136.html>

2. 厚手で、密閉できる透明なビニール袋に入れたストーマ用装具（7日分）

3. 身体障害者手帳

- ③在宅酸素など医療機器を使っている場合
機器メーカーには複数の連絡先を知らせておくなど、いざという時にどうしたらよいかを打ち合わせておきましょう。
- ④紙おむつ等を使用している場合
紙おむつ等を使用している人は、紙おむつ等とおしりふきを1週間分を目安に用意しておきましょう。紙おむつは、水洗トイレが使用できない間の簡易トイレとしても活用できます。

4 ライフラインの停止に備える

大規模災害が発生すると、外部からの本格的な支援が始まるまで4～7日かかると言われています。この間を生き抜くために最低限必要な物を備えておきましょう。

(1) 電気を使用する医療機器

電池やバッテリーで利用できる製品は、利用できる時間の目安を確認しておきましょう。そして、電池やバッテリーは多めに準備しましょう。

また、バッテリーの充電の可否や方式についても調べておきましょう。


(2) 非常用備蓄品

非常用備蓄品・非常用持ち出し品

南海トラフ地震のような大規模災害では、被害が超広域にわたり、国や自治体の支援が遅れることが想定されます。被災後も自宅で生活を送るためにも、水、食料、トイレは**7日分**以上の備蓄をお願いします


1週間の目安(1人分)

飲料水




1日3リットル×7日
=21リットル

食料



3食×7日=21食

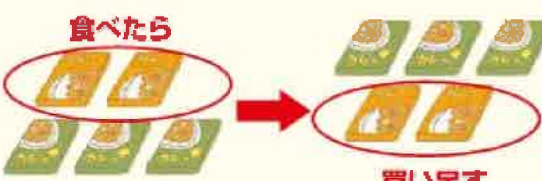
カセットコンロ・カセットボンベ



お湯を沸かしたり、あたたかい食事を調理するため備蓄しておくとおよいでしょう。

非常用備蓄品・非常用持ち出し品
カセットコンロ・カセットボンベ
定期的の使用確認しましょう。

食べたら



買い足す

ローリングストック法(回転備蓄)

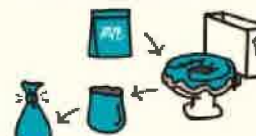
日常使う食材や非常用の食料品を、消費しながら備蓄していく方法。また、古いものから先に使うように収納を工夫すると上手に循環できます。

■食料品の一例
レトルト食品、缶詰、インスタントラーメン、パスタ類、調味料、乾物、根菜類(常温で保存できる野菜)、ドライフルーツなど…

携帯トイレの準備はできていますか？

大規模地震が発生すると、建物への被害はなくても、上下水道管の破損等により、水洗トイレが使えなくなります。無理に水を流すと、トイレが詰まったり汚水が逆流したりすることがありますので、各家庭で携帯トイレを用意しておきましょう。携帯トイレはホームセンター等で購入できます。

■携帯トイレの使い方



便器に携帯トイレを被せて使用します。使用後は可燃ゴミとして処分できます。

■最低1週間分を用意しよう!

1人1日
約5個

×

7日分
以上

家族の人数分

4人家族の場合、約**140個**必要

- ・偏食や食物アレルギー等がある人、また、食物形態に配慮が必要な場合もおかゆ等、食べられる災害食を用意しておくとおよいでしょう。
- ・備蓄物資がなくなってしまったときの救援物資は、自主防災会を通じて配付されます。自ら物資を公会堂などへ受取りに行ける場合には、足を運ぶことが必要です。自ら取りに行くことが難しい場合には、自宅で避難していること(安否)を自主防災会に伝え、物資や情報が得られるように支援を依頼しておきましょう。

災害時の行動

市では、指定避難所として学校等 51 か所を町内会（区）ごとに指定しています。しかし、大規模な地震が発生した時、全市民が市指定避難所に行くわけではありません。

- ① 避難すべき人（避難対象者）は、危険区域内（津波・がけ崩れなど）の方です。危険区域外への退避が最優先になりますので、市指定避難所にこだわる必要はありません。その際は、できる限り非常用持ち出し品などをもち、原則として徒歩で避難します。
- ② それ以外の方は、町内会（区）の集合場所で安否確認を行い、無事が確認できた人は自主防災活動にあたります。
- ③ その後、自宅を失った人などは、町内会（区）ごとまとまって市指定避難所で被災後の生活を送りますが、自宅に居住できる人は自宅に戻って生活します。



町内会（区）によって安否確認の方法は異なります。事前に確認をしておきましょう。また、以下の方法でも無事であることや自宅にいることを知らせることができます。

- ① 隣近所の人に直接知らせる。
- ② 民生委員や支援者に知らせる。

災害情報配信サービス ※ レスキューナウ

県では、視覚・聴覚に障害をお持ちの方に対して、携帯電話のメール機能を活用した災害情報等の無料配信サービスを行っています。配信サービスを利用するには、申請書にご記入のうえ事前にアドレスを登録する必要があります。

窓口 障害福祉課（電話55-2911/ファクス53-0151）

ヘルプマーク、ヘルプカード

25ページ参照

110番、119番通報

聴覚や音声言語機能に障害を持つ方が、110番又は119番通報をする場合は、次のファクス回線を使用することができます。

1 110番通報

- ・静岡県警察本部通信指令室（FAX 110番） ファクス054-252-0110
- ・富士警察署地域課（緊急・相談） ファクス51-2388/電話51-0110（内線296）

※聴覚や音声言語機能に障害を持つ方は、110番アプリによる110番通報ができます。希望される方はリーフレットをお渡しするので、富士警察署地域課までお問い合わせください。

2 119番通報（火災・救急・救助）

富士市・富士宮市消防指令センター（FAX 119・NET 119）

FAX 119

〔ファクスでの119番通報のときには専用のFAX送信用紙が便利です。〕

- ・富士市・富士宮市消防指令センターでは、専用の「FAX送信用紙」（資料編39ページ）を作成しましたので、ご活用ください。
- ・ファクスで119番通報すると、通報が届いたことの確認のため、富士市・富士宮市消防指令センターから、返信用のファクス（資料編40ページ）が届きます。
- ・専用の「FAX送信用紙」は、富士市ウェブサイト[防災・安全安心→119番通報・災害広報→119番のかけかた→FAX 119・NET 119（聴覚や発語に障がいがある方へ）]から印刷できます。
- ・事前にFAX送信用紙を用意しておく、緊急時に素早い通報ができます。



NET 119

FAX 119に加え、携帯電話やスマートフォンのインターネット接続サービスを利用して、簡単な操作で素早く119番通報を行うことができるサービスを運用しています。

- ・聴覚や発語に障害があり音声による通報が困難な方が利用できます。
- ・自宅や外出先からも文字による通報が可能です。
- ・利用料金はかかりませんが、登録や通報時の通信料はご負担ください。
- ・利用登録の方法その他詳細については、富士市・富士宮市消防指令センターまでお問い合わせください。

問合せ 富士市・富士宮市消防指令センター ファクス 54-1341/電話 55-2857

防 災 用 具

南海トラフ地震などの大規模災害に備え、在宅の重度身体障害者及び障害児に対して、介護用寝台の耐震防護フレーム及び人工呼吸器用非常用電源の給付を、災害情報の確保が困難な在宅の視覚や聴覚に障害のある方に対しては、災害情報受信関連機器の給付を行っています。

種目	対象者	性能	基準額
介護ベッド用防護フレーム	寝たきりの重度身体障害者等（昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅又は同日において工事中であった木造住宅で、耐震評点が1.0未満のものに居住する者に限る。）	家屋倒壊時に就床者を保護する空間を確保する寝台付属品で、積載荷重5t以上の性能を有するもの。	1基 82,000円
発動発電機、人工呼吸器用外部バッテリー	在宅で人工呼吸器を使用している筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等	介護者が容易に使用し得るもの。	1基 200,000円

◆ 視覚障害者用災害情報受信関連機器

種目	対象者	性能	基準額
携帯電話（音声読上げ機能付き）	災害情報の確保が困難な在宅の視覚障害2級以上の者	着信、メール等を音声で読上げる機能を有し、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	23,000円
携帯バッテリー	災害情報の確保が困難な在宅の視覚障害2級以上の者	音声読上げ機能を有する携帯電話に接続するもので、一定時間使用可能なもの。	23,000円

◆ 聴覚障害者用災害情報受信関連機器

品目	対象者	性能	基準額
腕時計型受信機	災害情報の確保が困難な在宅の聴覚障害者	音、声音等を視覚により知覚できるもの。	87,400 円
携帯用会話補助装置	災害時に情報伝達が困難な在宅の聴覚障害者及び発声発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	98,800 円
アイドラゴン4	災害情報の確保が困難な在宅の聴覚障害者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	88,900 円

※申請前に購入した場合、この制度を受けられません。

※原則、1割負担になります。（市民税非課税世帯・生活保護受給世帯は除きます。）ただし、基準額を越える場合は、基準額を越えた額と基準額の1割が自己負担になります。

※日常生活用具給付事業と重複する品目に関しては、日常生活用具給付事業に規定する耐用年数（資料編 4 ページ～）を経過していない場合、防災用具の給付はできません。

※携帯電話（音声読上げ機能付き）については、本体（付属品含む。）の初期購入費の助成であって、月額使用料金、基本使用料金等に対する助成はありません。なお、携帯電話機種変更時は本制度の対象にはなりません。

窓 口 障害福祉課（電話55-2911）

- 持ち物
- ①申請書（障害福祉課の窓口を用意してあります。）
 - ②見積書（携帯電話については音声読上げ機能を有することがわかる見積書）
 - ③カタログ
 - ④耐震評価の結果がわかるもの（耐震防護フレームのみ）

障害者福祉のしおり(令和8年度版)

令和8年5月発行

富士市 福祉部 障害福祉課

富士市永田町一丁目100番地 〒417-8601

電話番号 代表：0545-51-0123

直通：0545-55-2759、2761、2911

ファクス 0545-53-0151

ウェブサイト <http://fujishi.jp>

電子メール fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp
